



鳥取県公報

令和3年4月16日（金）
第9292号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による医療機関の指定（207）（福祉監査指導課）・・・・・・・・・・ 2
	生活保護法による指定医療機関の廃止の届出（208）（〃）・・・・・・・・・・ 2
	生活保護法による指定介護機関の廃止の届出（209）（〃）・・・・・・・・・・ 2
	生活保護法による指定医療機関の休止の届出（210）（〃）・・・・・・・・・・ 3
	生活保護法による指定介護機関の休止の届出（211）（〃）・・・・・・・・・・ 3
	土地改良区の定款の変更の認可（212）（農地・水保全課）・・・・・・・・・・ 3
	開発行為に関する工事の完了（213）（西部総合事務所環境建築局）・・・・・・・・ 3
◇ 公 告	猟銃等の取扱いに関する講習会の開催（警察本部生活安全企画課）・・・・・・・・ 4
◇ 調達公告	落札者の決定（2件）（庶務集中課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
	落札者の決定（教育センター）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
	落札者の決定（警察本部会計課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
◇ 正 誤	令和3年3月30日付鳥取県条例第10号中訂正・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
	令和3年3月31日付鳥取県条例第24号中訂正・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
	令和3年3月31日付鳥取県規則第9号中訂正・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

告 示

鳥取県告示第207号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療機関を指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和3年4月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 薬局

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
ケアタウン薬局	米子市奥谷1135-1	令和3年3月8日

2 指定訪問看護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日
株式会社メディカル・ケア米子	米子市安倍200-1	ころね訪問看護ステーション中野町	境港市中野町5285-1	令和3年3月26日

鳥取県告示第208号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から薬局を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和3年4月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

薬局

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
ケアタウン薬局	米子市奥谷1155-4	令和3年3月7日

鳥取県告示第209号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第54条の2第5項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業及び介護予防事業を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和3年4月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
株式会社カオナ	米子市奥谷1155-4	ケアタウン薬局	米子市奥谷1155-4	居宅療養管理指導	令和3年3月7日

2 介護予防事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
株式会社カオナ	米子市奥谷1155-4	ケアタウン薬局	米子市奥谷1155-4	介護予防居宅療養管理指導	令和3年3月7日

鳥取県告示第210号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から診療所を休止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和3年4月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

診療所

名 称	所 在 地	休 止 年 月 日
虹の森クリニック	倉吉市八屋203-7	令和3年3月7日

鳥取県告示第211号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（第54条の2第6項において準用する場合及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から介護予防・日常生活支援事業を休止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和3年4月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

介護予防・日常生活支援事業者

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	サービスの種類	休止年月日
社会福祉法人大山町社会福祉協議会	西伯郡大山町赤坂764	大山町社会福祉協議会通所介護ほほえみ	西伯郡大山町赤坂764	第1号通所事業による支援に相当する支援	令和3年4月1日

鳥取県告示第212号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、会見地区土地改良区の定款の変更を令和3年4月8日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和3年4月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第213号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

令和3年4月16日

鳥取県西部総合事務所長 吉 村 文 宏

- 1 開発許可の年月日及び番号
令和3年3月25日 鳥取県指令第202000335684号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
境港市高松町字高松屋敷
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
境港市外江町2277-4
佐々木 俊哉、佐々木 奈美

公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

令和3年4月16日

鳥取県公安委員会委員長 衣 笠 優 子

- 1 講習の種別及び受講対象者
経験者講習
鳥取県内に住所を有する者のうち、次に掲げるものを対象とする。
(1) 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者
(2) 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号又は第3号に規定するもの
- 2 開催の日時及び場所

種別	区分	日 時	場 所	受 講 対 象 者
経験者講習		令和3年5月29日 午後1時30分から 午後4時30分まで	倉吉市清谷町一丁目10 鳥取県倉吉警察署	浜村、倉吉及び琴浦大山の各 警察署の管内に居住する者

- 3 講習時間及び講習課目
(1) 講習時間 3時間
(2) 講習課目
ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
- 4 受講申込手続
所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を經由して公安委員会に提出すること。
- 5 講習受講手数料及びその納付方法
(1) 講習受講手数料 3,000円
(2) 納付方法
(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書に貼り付けて納付すること。
この場合、消印しないこと。
- 6 携行品
筆記用具

調 達 公 告

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和3年4月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- | | |
|------------------------|---|
| 1 調達件名及び数量 | 鳥取県庁舎で使用する電気の供給
予定使用電力量（供給期間総計）9,606,096キロワット時 |
| 2 契約方式 | 一般競争入札 |
| 3 落札日 | 令和3年2月26日 |
| 4 落札者の名称及び所在地 | 株式会社ホープ
福岡県福岡市中央区薬院一丁目14-5 |
| 5 落札金額 | 143,803,522円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 入札公告日 | 令和3年1月12日 |
| 7 落札方式 | 最低価格落札方式 |
| 8 契約事務担当部局の名称
及び所在地 | 鳥取県総務部総合事務センター庶務集中課
鳥取市東町一丁目220 |

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和3年4月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- | | |
|------------------------|---|
| 1 調達件名及び数量 | 鳥取県警察本部庁舎で使用する電気の供給
予定使用電力量（供給期間総計）6,500,003キロワット時 |
| 2 契約方式 | 一般競争入札 |
| 3 落札日 | 令和3年2月26日 |
| 4 落札者の名称及び所在地 | 株式会社ホープ
福岡県福岡市中央区薬院一丁目14-5 |
| 5 落札金額 | 94,247,063円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 入札公告日 | 令和3年1月12日 |
| 7 落札方式 | 最低価格落札方式 |
| 8 契約事務担当部局の名称
及び所在地 | 鳥取県総務部総合事務センター庶務集中課
鳥取市東町一丁目220 |

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和3年4月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- | | |
|------------------------|--------------------------------|
| 1 調達件名及び数量 | 情報教育研修システム賃貸借及び保守業務 一式 |
| 2 契約方式 | 一般競争入札 |
| 3 落札日 | 令和3年3月26日 |
| 4 落札者の名称及び所在地 | 富士通グループ共同企業体
鳥取市永楽温泉町271 |
| 5 落札金額 | 105,774,240円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 入札公告日 | 令和3年2月12日 |
| 7 落札方式 | 最低価格落札方式 |
| 8 契約事務担当部局の名称
及び所在地 | 鳥取県教育センター
鳥取市湖山町北五丁目201 |

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政

令（平成7年政令第372号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和3年4月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- | | |
|------------------------|--|
| 1 調 達 件 名 及 び 数 量 | 鳥取県警察本部交通管制システム保守委託業務 一式 |
| 2 契 約 方 式 | 一般競争入札 |
| 3 落 札 日 | 令和3年3月23日 |
| 4 落札者の名称及び所在地 | 住友電工システムソリューション株式会社大阪支社
大阪府大阪市西区土佐堀二丁目2-4 |
| 5 落 札 金 額 | 52,800,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 入 札 公 告 日 | 令和3年2月5日 |
| 7 落 札 方 式 | 最低価格落札方式 |
| 8 契約事務担当部局の名称
及び所在地 | 鳥取県警察本部警務部会計課
鳥取市東町一丁目271 |

正 誤

令和3年3月30日付鳥取県公報号外第31号の鳥取県条例第10号（鳥取県税条例等の一部を改正する条例）中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 22

行 下から3

誤 （令和3年法律第 号）

正 （令和3年法律第7号）

令和3年3月31日付鳥取県公報号外第34号の鳥取県条例第24号（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例）中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 3

欄 改正後の欄

行 19

誤 令和3年法律第9号

正 令和3年法律第19号

頁 5

欄 改正後の欄

行 5から7まで

誤 令和3年法律第9号

正 令和3年法律第19号

頁 6

欄 改正後の欄

行 13から16まで

誤 令和3年法律第9号

正 令和3年法律第19号

令和3年3月31日付鳥取県公報号外第35号の鳥取県規則第9号（鳥取県防災・危機管理対策交付金交付規則及び鳥取県県営土地改良事業分担金等徴収条例施行規則の一部を改正する規則）中次の箇所に誤りがあったので、

訂正する。

頁 13

欄 改正後の欄

行 22及び23

誤 令和3年法律第9号

正 令和3年法律第19号

頁 13

欄 改正後の欄

行 下から5

誤 令和3年法律第9号

正 令和3年法律第19号